

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 中川 崇

| | | | | |
|---------------------------|---|---------|--------------|-------|
| 年 月 日 | 令和2年 6月 3日 | | | |
| 年会費名 | 自治体学会 令和2年度 年会費 | | | |
| 相手方 | 自治体学会 | | | |
| 年会費支払目的 | 自治体の政策や動きに関する研究のため | | | |
| 按分率の説明 | 純粋な学習目的であり、政治活動との併用ではないので100% | | | |
| 活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと | <p>◆本会の活動内容 市民、行政職員、学者、研究者などが互いに集まり、自治体行政等について、活きた学問として、理論と実践の統合を目指している。大会の企画運営、学会誌の編集発行、会員相互の研究発表等。</p> <p>◆本会の活動頻度 年に1回全国大会を開催するほか（奈良県でも近年開催された）、下部組織の「近畿自治体学会」もフォーラムや勉強会を開催し、自治体の職員及び議員による勉強会や情報交換の場としている。</p> <p>◆参加者の状況 奈良県庁職員や奈良県議会議員を含め、奈良県内からも多数入会し参加している。</p> <p>上記の活動から、県内外のトピックや事例や新たな視点を得ることで、県議会の今後の活動の参考になった。</p> | | | |
| 経費 | 項目 | 金額 | 内容 | 領収書番号 |
| | 調査研究費 | 7,500 | 年会費 7,500 円. | 613 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 合計 | 7,500 円 | () | |
| 備考 | 添付資料：規約 | | | |

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

自治体学会規約

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、自治体学会と称する。

第二章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、市民的視野に立ち地域に根ざした実践的な研究及び会員相互の交流をとおし、地域ごとの研究活動を促進し、自治体の自律的政策形成を促し、もって自治体学の創造と地域自治の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 地域における研究活動の促進
- 二 研究発表交流シンポジウム等の開催
- 三 機関誌その他の発行
- 四 各種情報の収集提供
- 五 会員間の情報交流・研究協力の支援
- 六 自治の研究と実践の業績にかかる表彰
- 七 その他評議員会が適当と認める事業

第三章 会員

(会員)

第4条 会員は、個人会員及び団体会員とする。

- 2 自治体職員、自治体問題に関する研究を行う者及び自治体問題に関心を有する市民並びにこれらが構成員となっている団体は、理事会の承認を得て本会の会員となることができる。
- 3 理事会が前項により会員を承認した場合は、評議員会に報告しなければならない。

(会費)

第5条 会員は、総会で定めた会費を納めなければならない。

(退会)

第6条 会員は、所定の様式による届出により、退会することができる。

- 2 理事会は、会費の滞納等会員としてふさわしくない行為をした者を退会させることができる。

第四章 機関

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事長 1人
- 二 副理事長 2人以内

三 理事 7人以内

四 評議員 50人以内

五 監事 2人

(選任)

第8条 評議員及び監事は、会員のうちから総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、評議員のうちから互選により定める。

3 理事長は、副理事長と協議の上、会員のうちから理事を選任する。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、役員はその任期満了後も後任の役員が就任するまでは、その職務を行う。

(理事長、副理事長、理事及び理事会)

第10条 理事長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ指名する副理事長が、その職務を代理する。

3 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって組織し、会務の執行について、評議員会に対し連帯して責任を負う。

(評議員)

第11条 評議員は、評議員会を組織し、会員を代表する。

(監事)

第12条 監事は、会計及び会務執行を監査する。

(顧問及び参与)

第13条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事長が理事会に諮って委嘱する。

(部会及び委員会)

第14条 会務の執行のため、理事会のもとに部会を置くことができる。

2 部会に、部会長を置き、理事長が理事長、副理事長及び理事のうちからこれを指名する。

3 会務の執行について、審議又は調査等を行うため、評議員会の決定に基づき、委員会を置くことができる。

4 委員会に、委員長を置き、理事会が会員のうちからこれを選任する。

5 部会及び委員会の委員は、会員のうちから、理事会の同意を得て、各々部会長及び委員長が選任する。

(所在地)

第15条 学会事務を処理するため、下記に事務所を置く。

〒101-0048

東京都千代田区神田司町2-19 司3331 202号室

2 会務を処理するため、事務所内に、事務局を置く。

(総会)

第16条 理事長は、毎年少なくとも1回総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 理事長は、会員の5分の1以上の者から書面で総会に付すべき事項を示して総会を招集すべき旨の要求があったときは、総会を招集しなければならない。

4 理事会は、総会を招集することができる。

(総会の議決事項)

第17条 総会では、この規約で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

一 事業報告及び収支決算に関する事項

二 事業計画及び収支予算に関する事項

三 その他理事会が必要と認めた事項

(評議員会)

第18条 評議員会は、必要に応じ理事長が招集する。

2 理事長は、評議員の過半数の請求があった場合、評議員会を招集しなければならない。

3 理事会は、評議員会を招集することができる。

(議決権)

第19条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

2 団体会員は、その指定する者一名をもって議決権とする。

3 評議員会及び理事会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

第五章 会計

(経費)

第20条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第22条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意がなければ、変更することができない。

(解散)

第23条 本会は、会員の4分の3以上の同意がなければ、解散することができない。

第七章 細則

(細則)

第24条 この規約施行についての細則は、評議員会が定める。

附 則

この規約は、昭和61年5月23日から施行する。

(1990年7月6日一部改正・同月7日施行)

(2010年8月20日一部改正・即日施行)

(2014年8月22日一部改正・同月25日施行)

(2015年8月22日一部改正・即日施行)

(2019年8月24日一部改正・即日施行)

附 則

この規約は、総会で議決された日(2019年8月24日)から施行する。

| 政務活動記録簿 (年会費負担) | | | | |
|---------------------------|---|--------------|--------------|-------|
| 会派・議員名 中川 崇 | | | | |
| 年 月 日 | 令和3年 2月26日 | | | |
| 年会費名 | 奈良ヒューライツ議員団 令和2年度 年会費 | | | |
| 相手方 | 奈良ヒューライツ議員団 | | | |
| 年会費支払目的 | 奈良県内の人権や福祉に関する政策の勉強のため | | | |
| 按分率の説明 | 純粋な学習目的であり、政治活動との併用ではないので100% | | | |
| 活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと | <p>◆本会の活動内容 人権に関する政策の推進を目指し、勉強会を行なっている。</p> <p>◆本会の活動頻度 数ヶ月に1度、勉強会を開催し、奈良県庁の担当課職員が政策の説明に来られることもあった。</p> <p>◆参加者の状況 奈良県議会議員、市町村議会議員、及び事務局職員が参加している。</p> <p>上記の活動から、県内外のトピックや事例や新たな視点を得ることで、県議会の今後の活動の参考になった。</p> | | | |
| 経費 | 項目 | 金額 | 内容 | 領収書番号 |
| | 調査研究費 | 30,000 | 年会費 30,000 円 | 212 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 合計 | 30,000 円 () | | |
| 備考 | 添付資料：規約 | | | |

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し、「人の世に慈あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的とします。

第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人種文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の振興をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。

第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。

第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、總會において下記役員を互選します。任期は1年とします。

- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| 1. 議 長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会 計 | 1名 | 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 2名 | | |

第5条 本会の定例会議は總會及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び給付は議長が行います。

第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |

②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。

第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。

第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

[2005年度第1回定例会議(2005年5月10日)で一部改正]

政務活動記録簿 (研修会参加)

会派・議員名 中川崇

| | | | | | |
|--------------------------|--|---------|----------------|------|-------|
| 年 月 日 | 令和2年11月2日 | | | | |
| 政務活動先 | 大阪府大阪市東淀川区東中島1-18-22 新大阪丸ビル別館 | | | | |
| 研修名 | 地方議員研修会主催「withコロナと自治体財政」「withコロナの議会と執行部の関係」の2コマ受講 | | | | |
| 参加者 | 全国の地方議会議員 | | | | |
| 参加目的 | 今回の新型コロナウイルス感染症における緊急事態のような際の財政出動や、議会としての執行部への働きかけ方を学ぶため | | | | |
| 内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと | 財政調整基金の活用例、全国における議会改革の例を学ぶことによって、自治体間に格差をもたらしている政策決定プロセスを学ぶことができた。なかでも事実・制度・課題の3点に特に注目した質問作成方法は、汎用的な内容であったので、2月定例会における一般質問の際にも活かすことができた。 | | | | |
| 研修参加に要した経費 | 行先 | 利用交通機関 | 利用区間 | 金額 | 領収書番号 |
| | 新大阪丸ビル別館 | 奈良交通バス | 左京二丁目 →高の原駅 | 220円 | 1113 |
| | | 近畿日本鉄道 | 高の原駅 →大阪難波駅 | 570円 | 1114 |
| | | 大阪メトロ | なんば駅 →新大阪駅 | 280円 | 1115 |
| | 自宅 | 大阪メトロ | 新大阪駅 →なんば駅 | 280円 | 1116 |
| | | 近畿日本鉄道 | 大阪難波駅 →高の原駅 | 570円 | 1117 |
| | | 奈良交通バス | 高の原駅 →左京二丁目 | 220円 | 1118 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | 宿泊費 | 0円 | 内訳: | | |
| | 研修費 | 30,000円 | 内訳: | | 1112 |
| 合計 | 32,140円 () | | | | |
| 備考 | 添付資料：資料の写真 | | | | |

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

地方議員研究会 基へ5000人以上が受講した
 人気講師の緊急授業
 「withコロナで
 試される
 地方議会議員への
 特別講座」
 10/28 In 徳島 11/2 In 大阪
 1000-1200
 withコロナと自治体財政
 川本 達志

Withコロナ と 自治体財政

2020年11月2日
 (一社) 地方議員研究会
 総括コンサルタント
 川本 達志

Withコロナの 議会と 執行部の関係

2020年11月2日
 (一社) 地方議員研究会
 総括コンサルタント
 川本 達志

政務活動記録簿 (研修会参加)

会派・議員名 中川崇

| | | | | | |
|--------------------------|--|---------|----------------|------|-------|
| 年 月 日 | 令和2年11月5日 | | | | |
| 政務活動先 | 大阪府大阪市東淀川区東中島1-18-22 新大阪丸ビル別館 | | | | |
| 研修名 | 地方議員研修会主催「経験からお伝えする議員に必要な絶対的なチカラ」「経験からお伝えするアフターコロナの議員目線」の2コマ受講 | | | | |
| 参加者 | 全国の地方議会議員 | | | | |
| 参加目的 | 今回の新型コロナウイルス感染症における緊急事態のような際の財政出動や、議会としての執行部への働きかけ方を学ぶため | | | | |
| 内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと | 議案説明の際見るべきポイント、財政調整基金の評価方法、観光政策や観光公害の考え方、都市間競争と地方創生、財政問題とコロナ支援の関係などについて学んだ。特に、講師が所属していた京都市会での実例をもとにした、議会質問におけるネタ探しのポイント、現地調査の視点、執行部との対峙方法などは、2月定例会での一般質問でも活かすことができた。 | | | | |
| 研修参加に要した経費 | 行先 | 利用交通機関 | 利用区間 | 金額 | 領収書番号 |
| | 新大阪丸ビル別館 | 奈良交通バス | 左京二丁目 →高の原駅 | 220円 | 1120 |
| | | 近畿日本鉄道 | 高の原駅 →大阪難波駅 | 570円 | 1121 |
| | | 大阪メトロ | なんば駅 →新大阪駅 | 280円 | 1122 |
| | 自宅 | 大阪メトロ | 新大阪駅 →なんば駅 | 280円 | 1123 |
| | | 近畿日本鉄道 | 大阪難波駅 →高の原駅 | 570円 | 1124 |
| | | 奈良交通バス | 高の原駅 →左京二丁目 | 220円 | 1125 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | 宿泊費 | 0円 | 内訳: | | |
| | 研修費 | 30,000円 | 内訳: | | 1119 |
| 合計 | 32,140円 () | | | | |
| 備考 | 添付資料：資料の写真 | | | | |

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

地方議員研究会

withコロナ時代の 議員力アップ 講座



村山 祥栄

地方議員研究会 講師 村山祥栄
地方議員研究会 講師 村山祥栄
地方議員研究会 講師 村山祥栄

11月2日(日) 11月5日(水)

経験から学ぶ議員に必要な絶対的スキル

経験から学ぶ議員に必要な絶対的スキル

誰にも教えたくない極意
みんなが唸る議員の作り方



絶 的質問力

地方議員研究会 講師 村山祥栄

アフターコロナの議員目線

「目線から変化するアフターコロナの議員目線」
財政調整基金の活用問題を考える
自治体経営の課題と解決策
自治体経営の課題と解決策
自治体経営の課題と解決策

地方議員研究会 講師 村山祥栄